資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百七億三千八百九十九万八千二十五円減少して一億円とすることにいたしました。

なお、資本金の額の減少が効力を生ずる日は、平成二十五年二月十五日です。

つきましては、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyu-store.co.jp/

平成二十五年一月十一日

東京都目黒区上目黒一丁目二一番一二号

株式会社東急ストア

代表取締役　須田　清

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年二月二十七日であります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十二月二十日

掲載頁　五十四頁（号外第二七六号）

平成二十五年一月十一日

東京都渋谷区神宮前一丁目一一番一一号

T's株式会社

代表取締役　高橋　秀樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年一月十一日

東京都渋谷区広尾五丁目一番二〇号

株式会社ホームワークス

代表取締役　大木　泰子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを再決議いたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年一月十一日

名古屋市守山区幸心一丁目一〇六番地

萬城株式会社

代表取締役　飯島　俊晴

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である樽谷隆が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年一月十一日

東京都品川区上大崎三丁目三番六号

R&M Marketing Holding Pte Limited

日本における代表者　樽谷　隆

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内場龍一が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年一月十一日

アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアーク市バークスデールプロフェッショナルセンター一一三

東京都練馬区谷原四丁目二〇番二三―二〇三号

ウチバ　デザイン　リミテッド

日本における代表者　内場　龍一

限定承認公告

本籍埼玉県和光市諏訪原団地二番、最後の住所埼玉県和光市諏訪原団地二番七号三〇三

被相続人　亡　栗山　高

右被相続人は平成二十四年五月二十日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月二十五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

埼玉県坂戸市日の出町一六番一一坂戸駅前通りハイツ六〇四

限定承認者　栗山千恵子

右成年後見人　弁護士　林　真由美

限定承認公告

本籍千葉県富里市七栄五九番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山田　康夫

右被相続人は平成二十四年九月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月二十六日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

千葉県八街市八街ほ五二〇番地三

相続財産管理人　谷城　理恵

限定承認公告

本籍東京都豊島区池袋三丁目二九番、最後の住所東京都豊島区池袋四丁目三三番六号

被相続人　亡　小田切昭一

右被相続人は平成二十四年九月十三日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

東京都豊島区池袋三丁目三四番七号

相続財産管理人　小田切礼子

限定承認公告

本籍大阪府堺市西区津久野町一丁一番地一、最後の住所茨城県稲敷郡阿見町うずら野四丁目一五番地一〇コーポサンフィールド一〇二号

被相続人　亡　斯波　史武

右被相続人は平成二十四年六月五日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月二十六日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

大阪府高槻市日吉台四番町二六番四三号

相続財産管理人　斯波　國泰

限定承認公告

本籍岡山市北区西長瀬一一六番地一、最後の住所岡山市北区西長瀬二六一番地一一クレセントビル三〇三号

被相続人　亡　石本　洋子

右被相続人は平成二十一年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十一日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十一日

岡山市北区番町二丁目三番二号浦上ビル三階

相続財産管理人　弁護士　岡本　哲

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年十月十日付官報の号外第二二一号五十八頁に掲載されています。

ただし、当社は平成二十四年十一月二十六日付で東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号より左記住所地に本店を移転しています。

平成二十五年一月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

フェリスプロパティー特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を八億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表は平成二十四年二月二十四日付け官報の号外第四十二号四十九頁に掲載されています。

平成二十五年一月十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ダブリンアセット特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を八億二千万円減少し三千万円として、発行済優先出資総口数一万七千口のうち、A号優先出資八千三百六十四口、B号優先出資八千三十六口の計一万六千四百口を、それぞれ一口に対して金五万円をもって有償消却し、発行済優先出資総口数を六百口にすることとしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、本消却の効力発生日である平成二十五年二月十三日までに当該優先出資証券を当社にご提出下さい。

平成二十五年一月十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ダブリンアセット特定目的会社

取締役　長縄　順一

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十一日付第六号六四ページ
◉付録　十二月官報目録一六ページ

―ジ●同日付政府調達第六号一六〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）